

# プレミアム付商品券 に関するお知らせです

## プレミアム付商品券とは？

消費税・地方消費税の10%への引上げが所得の少ない方（住民税非課税の方）・小さな乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行います。

購入対象者（ と の両方対象の方は両方の条件で購入可）

2019年度の住民税が課税されていない方

〔 ・課税されている方に扶養されている方  
・生活保護の受給者 などは対象外となります。 〕

学齢が3歳未満のお子さまがいる世帯の世帯主の方

2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さま

は本年1月1日時点で、 は本年6月1日時点等で、住民票がある市区町村から  
プレミアム付商品券の購入引換券（以下「購入引換券」という。）が交付されます。

購入限度額

上記 の該当者：1人につき 2万5千円（販売額2万円）

上記 の該当者：対象児童1人につき 2万5千円（販売額2万円）

使用可能期間：2019年10月～2020年3月までの間で市区町村の定める期間

商品券使用可能店舗：市区町村内の店舗を幅広く対象として公募

## 配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、2019年1月1日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができていない方は、裏面に記載の手続をしていただくと、以下の措置が受けられます。

手続を行った方の分の購入引換券は、配偶者からの代理申請があっても交付しません。

学齢3歳未満のお子さまがいる世帯の世帯主分の購入引換券は、手続を行った方がお子さまを同伴している場合、世帯主（配偶者）ではなく、手続を行った方に交付します。

住民票がある市区町村と今お住まいの市区町村が異なる場合は、今お住まいの市区町村に購入引換券の交付の申請を行うこととなります。

2019年1月1日以前に配偶者と生計を別に行っている場合は、配偶者に扶養されていないものとみなし、配偶者が課税者であっても、手続を行った方の課税状況に応じ、購入引換券を交付します。

2019年1月2日以降に配偶者と生計を別にした場合は、2019年1月1日における扶養関係を元に、購入引換券を交付するか判断します。

### 【手続の対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件】

次の を満たし、かつ ～ のいずれかに該当する方

医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること又は配偶者の被扶養者となっていないこと

配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること

婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること

2019年1月2日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

（裏面へ）

# 配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続

**申出期間中（2019年5月27日から6月7日まで）**に、今お住まいの市区町村の商品券担当窓口へ「**申出書**」を提出してください。

（「**申出書**」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や、専用ホームページ（<https://www.02premium.go.jp>）などで入手できます。）

**2019年6月7日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。**

**ただし、申出いただいた旨の連絡が、住民票がある市区町村に届いた時点で、すでに購入引換券が配偶者等に対して交付されてしまっている場合、申出を行った方への交付はできませんのでご注意ください。**

「**申出書**」には、次の書類の添付が必要です。

（チェックシートとして使用できます。）

配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類（以下のいずれかの書類）

（同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。）

婦人相談所等が発行する証明

保護命令決定書の謄本又は正本

2019年1月2日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上記の書類は必要ありません。

医療保険上、配偶者の被扶養者となっていないことが確認できる保険証の写し（国民健康保険に加入されている方については、配偶者と別世帯となっていることが確認できる保険証の写し）

（同伴者がいる場合は、同伴者の保険証も必要です。）

2019年1月1日以前に配偶者と生計を別にしていただ方は、2019年1月1日以前に生計を別にしていただことが確認できる書類（以下のいずれかの書類）

（保険証の写し等で確認できる場合は、不要です。）

婦人相談所が発行する一時保護証明書等

配偶者からの暴力を理由に避難している方の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書

ご自身名義の公共料金の納付証明書等

「**申出書**」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「**申出書**」に記入された今お住まいの住所等の情報は知らせません。

購入引換券の交付申請手続は、申出手続とは別に行う必要があります。

詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

問合せ先 相模原市役所健康福祉局福祉部 地域福祉課 商品券事業班  
相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館6階 電話 042-851-3170

プレミアム付商品券等受領に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

相模原市長 へ		
プレミアム付商品券事業が実施されることとなった場合、その購入引換券の交付申請に際し、交付市町村を変更し、住民票所在市町村に対して代理申請があったとしても、代理申請者に対し交付しないことを求めます。 そのために必要な情報を関係都道府県及び関係市区町村に提供することに同意します。		
令和 年 月 日		
	(フリガナ)	
氏名	生年月日 (西暦)	申出者及び同伴者が 現在居住している住所(未届)
申出者	年 月 日	電話 ( )
同伴者	年 月 日	
同伴者	年 月 日	平成31年1月1日に申出者及び同伴者が 住民登録を行っている住所
同伴者	年 月 日	
配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類  該当する番号に○をつけ、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください。(添付書類については、裏面をご覧ください。)	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	
配偶者と生計を別にした日	1. 平成31年1月1日以前                      2. 平成31年1月2日以降	

**この申請書は、地域福祉課 商品券事業班(相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館6階)までご提出ください。**  
 記入にあたっては、裏面の注意書きをご確認ください。

市区町村記入欄

受付日	該当する事例	保険証の写しの提出があった日	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	令和 年 月 日	

#### 記入上の注意

申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、下記の方が行うことができます。

平成31年1月1日以前に避難し、配偶者と生計を別にされたが、諸事情により平成31年1月1日までに住民票を移すことができなかった方

平成31年1月2日以降に避難し、配偶者と生計を別にされた方

現在居住している住所(未届)及び電話番号については、住民登録を行っている市区町村へはお知らせしません。

太枠内を記入してください。

年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。(例:「令和元年6月1日」)

同伴者の欄には、基準日時点で住民登録を行っている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者について記入してください。

「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1又は2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください(1については、裁判所の保護命令決定書の謄本又は正本、2については、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書)。

同伴者がいる場合は、当該同伴者に係る書類も合わせて添付してください(裁判所の発する子又は親族等への接近禁止に係る保護命令決定書の謄本又は正本、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等。申出者分の書類で確認できる場合は、別途添付する必要はありません)。

3を選択した場合は、申出先市町村のプレミアム付商品券担当窓口から住基担当窓口当該の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。

「配偶者と生計を別にした日」欄は、該当する番号に をつけてください。

1を選択した場合は、平成31年1月1日以前に生計を別にしていたことが確認できる資料を添付してください(施設等入所者の方は、婦人相談所が発行する一時保護証明書等又は配偶者からの暴力を理由に避難している者の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書、それ以外の方はご自身名義の公共料金の納付証明書等、保険証の写し等で確認できる場合は、別途これらを添付する必要はありません。 )。

2を選択した場合は、特段書類は必要ありません。

下記のいずれかが確認できる保険証の写し(同伴者分を含む。)を添付してください。

・配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること

・被用者医療保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済、地方公務員等共済について、配偶者の被扶養者となっていないこと

問合せ先 相模原市役所健康福祉局福祉部 地域福祉課 商品券事業班  
相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館6階 電話 042-851-3170